

予防接種情報デジタル化先行事業

自治体説明会資料

2024年8月

MRI 三菱総合研究所

モビリティ・通信事業本部

目次

CONTENTS

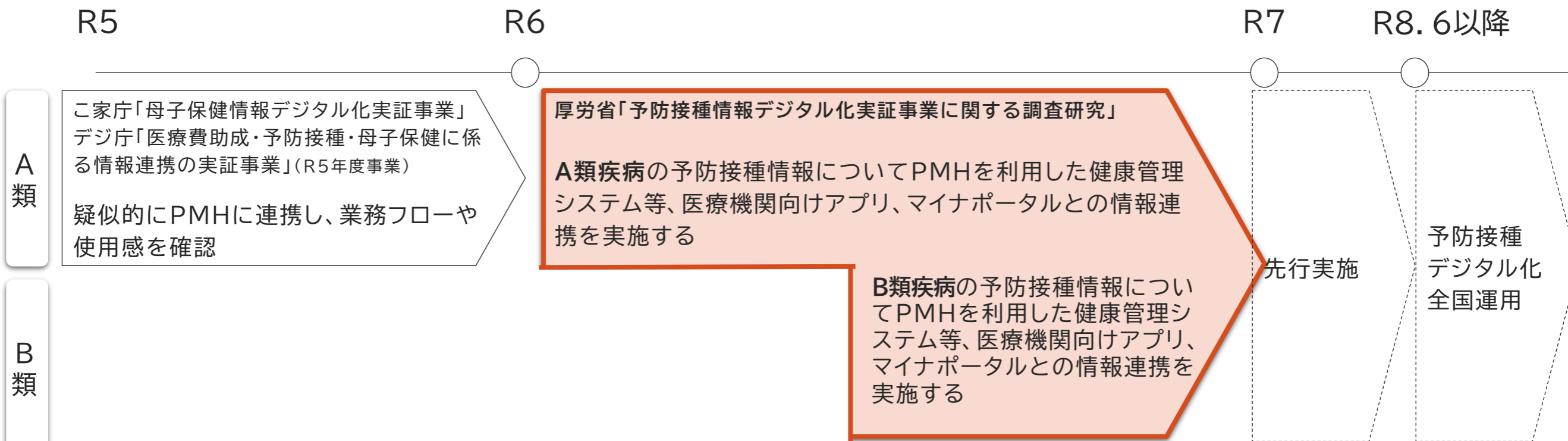
- 1.開会・あいさつ
- 2.本事業の概要
- 3.予防接種情報デジタル化B類先行実施について
- 4.質疑応答

1. 開会・あいさつ

2.本事業の概要

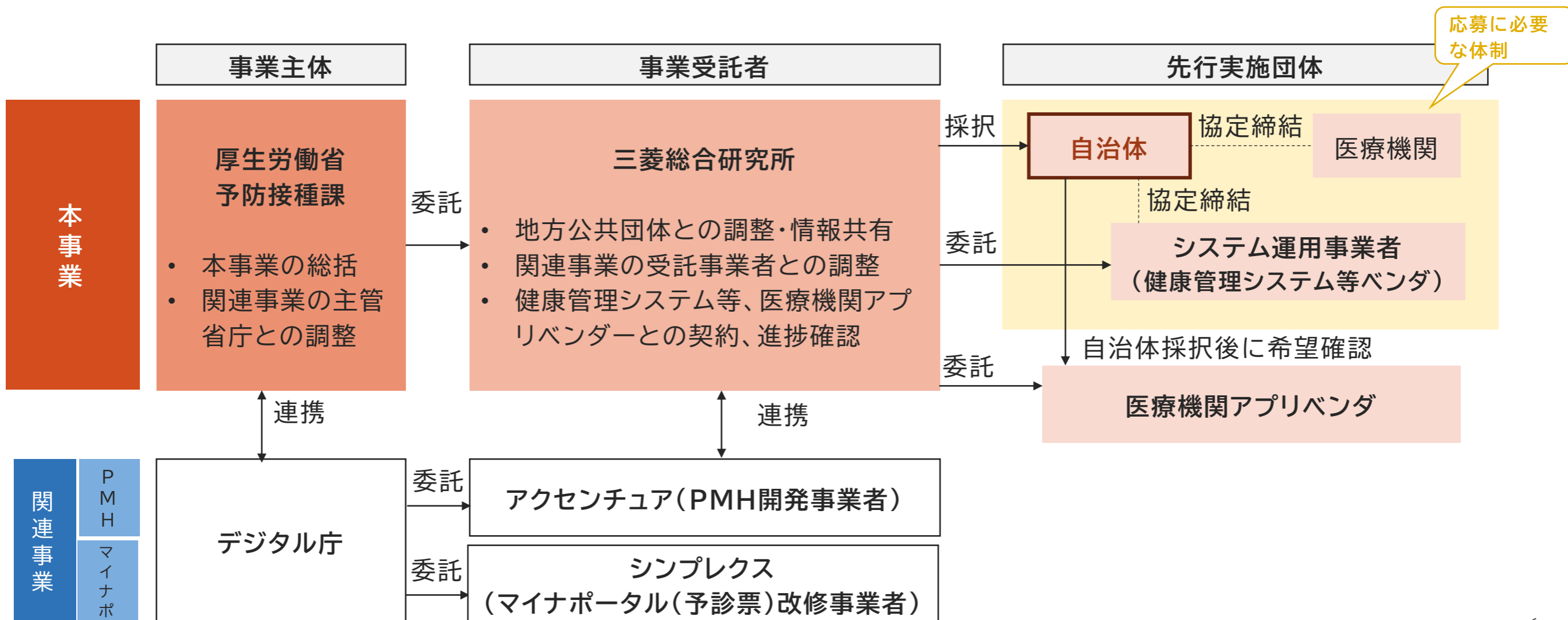
目的と位置づけ

- 令和4年臨時国会において予防接種法(昭和23年法律第68号)の一部が改正され、予防接種事務のデジタル化に関する規定が整備されました。
- R6年度は、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、希望する自治体においてデジタル化に必要なシステムを導入し、**予防接種事務のデジタル化に向けた知見や課題を整理**します。
 - 医療機関において、医療機関向けアプリを用いた予診や接種記録の登録を実施する場合の知見・課題の整理
 - 自治体における予防接種事務のデジタル化に伴う知見・課題の整理
 - PMHに接続する**マイナポータル**アプリの事例の収集



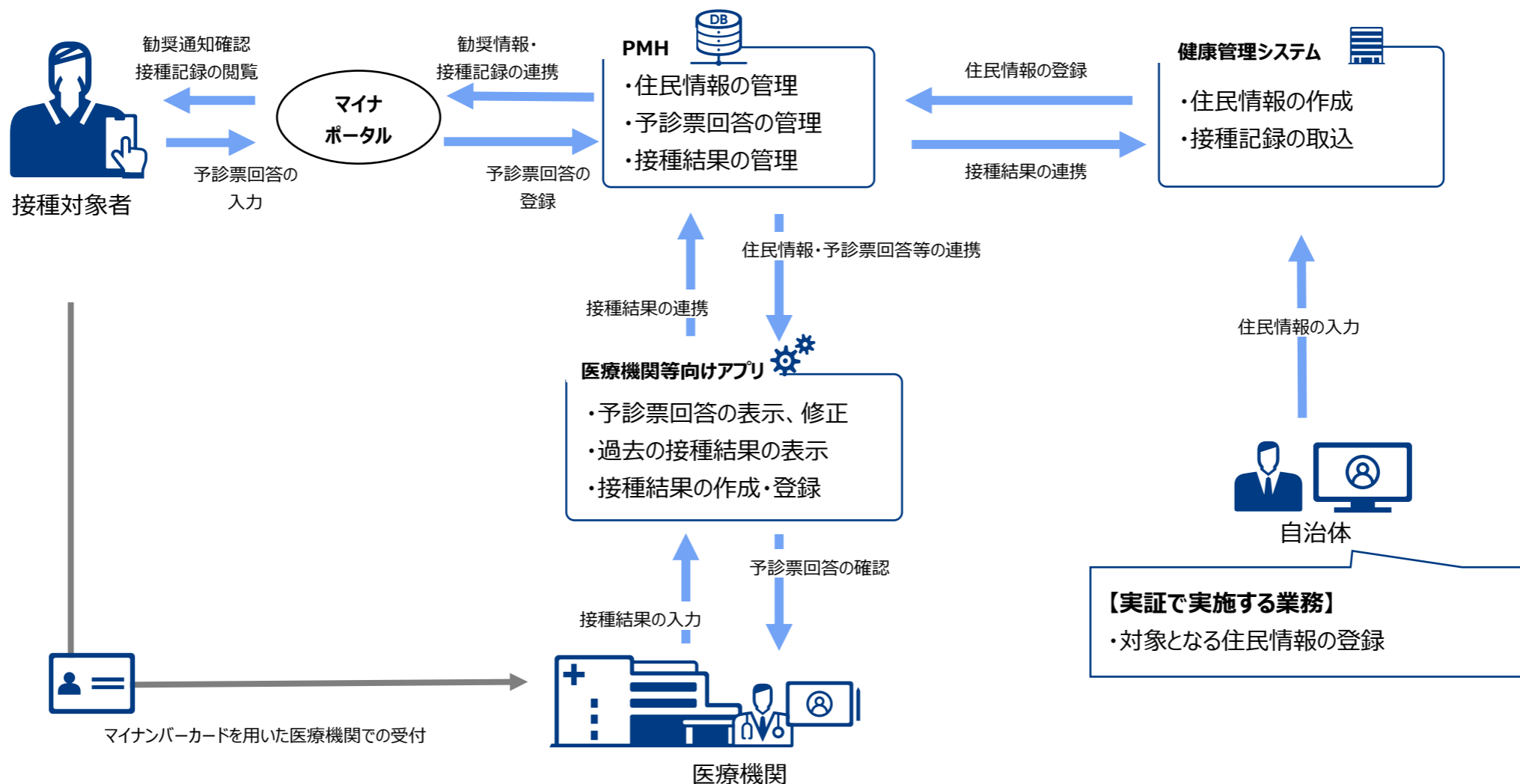
R6年度実施体制

- 本事業は厚労省事業として、デジタル庁において実施されるPMHの開発事業と連携しながら実施します。
- 本公募では、自治体において医療機関、健康管理システム等ベンダの協力を取り付けた上で提案していただきます。また、採択後に、希望の医療機関アプリを選定していただきます。



自治体・被接種者・医療機関をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub:PMH)

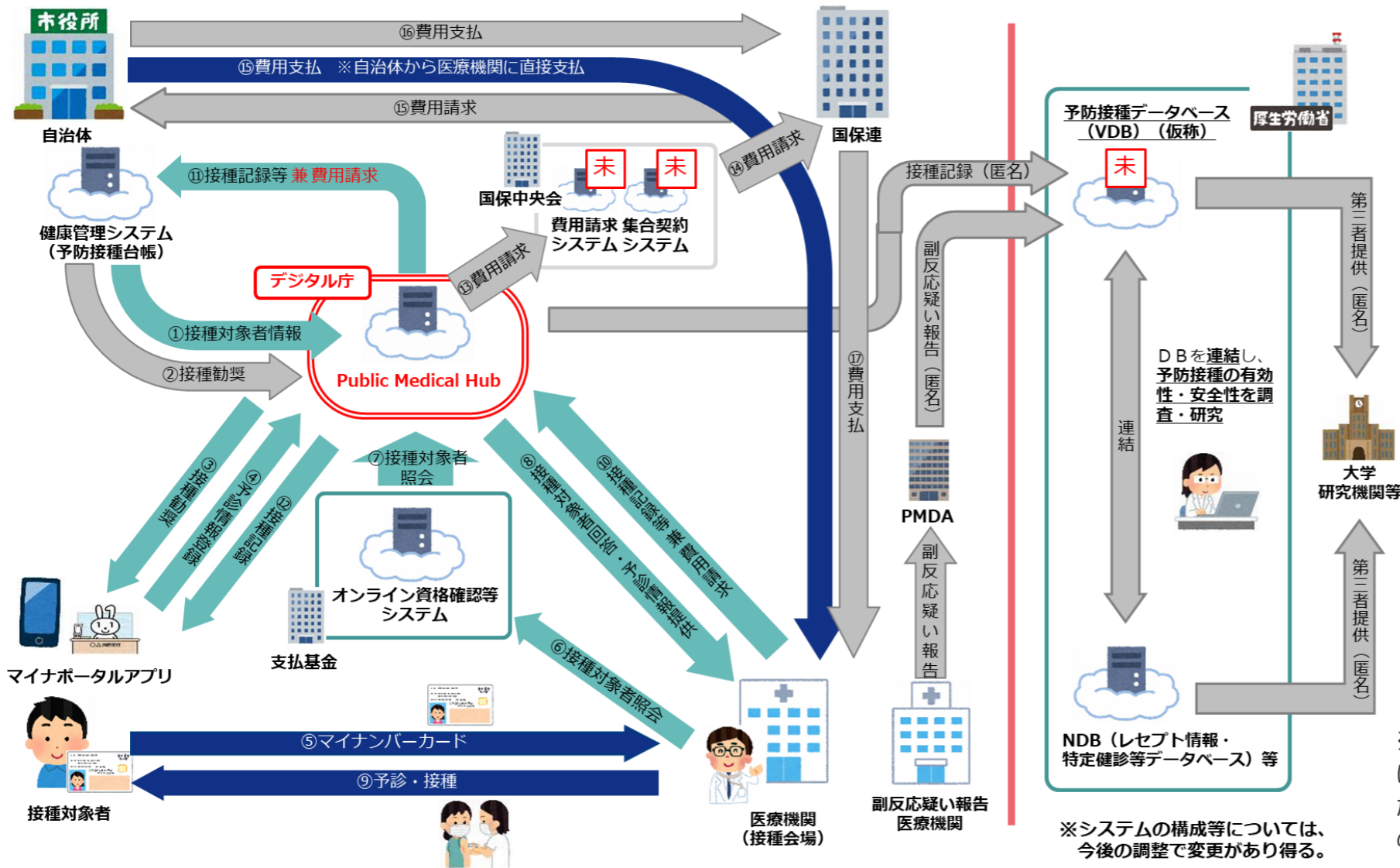
■PMHは予防接種の予診票・接種記録の情報を自治体/医療機関/接種対象者間で情報連携するためのサービスです。



情報連携対象範囲

■ 本事業では以下の緑の部分を対象に情報連携を実施します。

→ : 取組範囲外
 → : 取組範囲

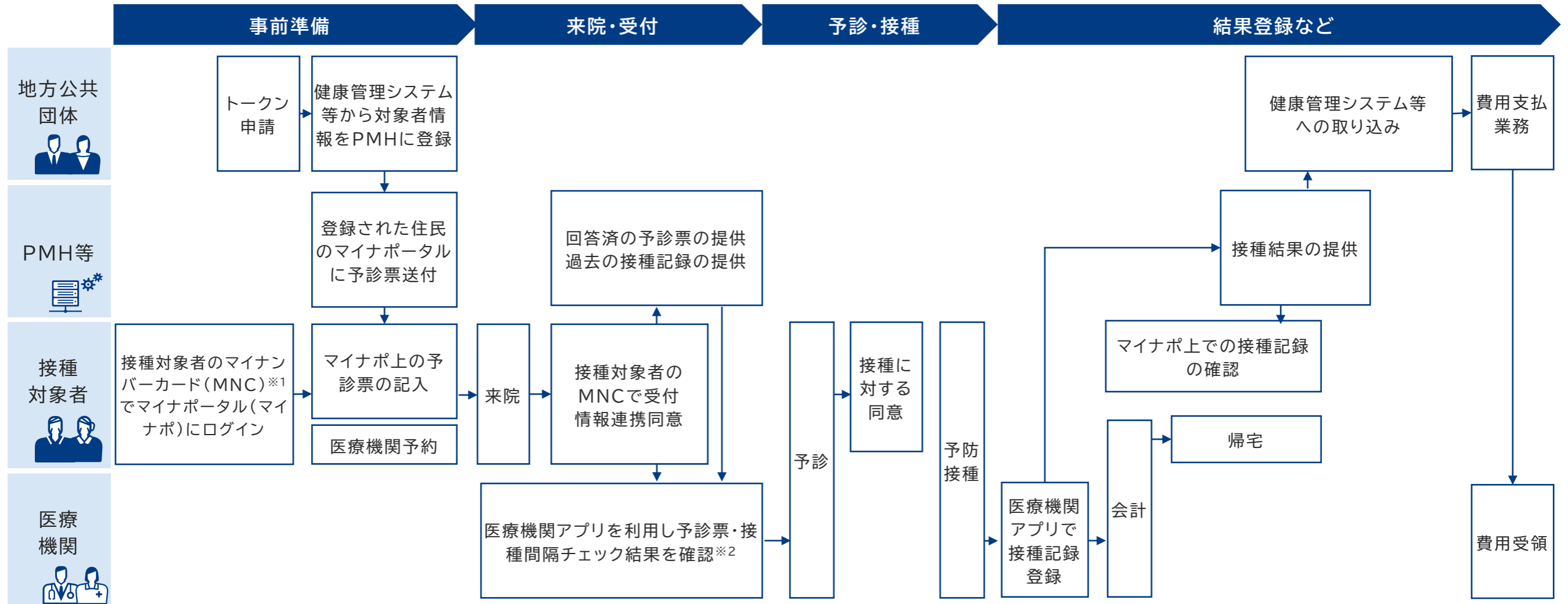


- ①健康管理システム等からPMHへの接種対象者情報の登録
- ③PMHから対象者のマイナポータルへの接種勧奨(マイナポータルでの予診票表示)
- ④マイナポータルからの予診回答情報の登録
- ⑤接種対象者のマイナンバーカードを使って医療機関で受け付け
- ⑥医療機関で医療機関アプリを使って接種対象者の照会
- ⑦オンライン資格確認等システムからPMHへの照会
- ⑧医療機関アプリ上で接種対象者情報の確認
- ⑨予診・接種
- ⑩医療機関アプリからPMHへの接種記録の登録(費用請求を兼ねる)
- ⑪PMHから健康管理システム等への情報登録(費用請求を兼ねる)
- ⑫接種記録のマイナポータルでの閲覧

※⑩⑪に記載された費用請求については、令和6年度導入予定のシステムでは特別な機能は用意しておらず、接種記録が健康管理システム等に格納されたことをもって費用請求が行われたものとみなしていただき、格納された接種記録のデータから費用請求の件数等の内容を確認していただくことを想定

PMHを利用した業務の流れ【B類】

■ R6年度におけるPMHを用いた予防接種情報デジタル化B類先行実施の基本的な業務フローは以下の通りです。



※1:健康保険の加入状況により、先行事業を利用できない場合がある

※2:予診票に不備がある場合は医療機関アプリから修正が可能

3. 予防接種情報デジタル化B類先行実施について

予防接種情報デジタル化類先行実施の目的と対象

目的

- 「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、希望する自治体において予防接種事務のデジタル化に必要な環境を導入し、データ連携における課題の抽出や対応策を検討する。

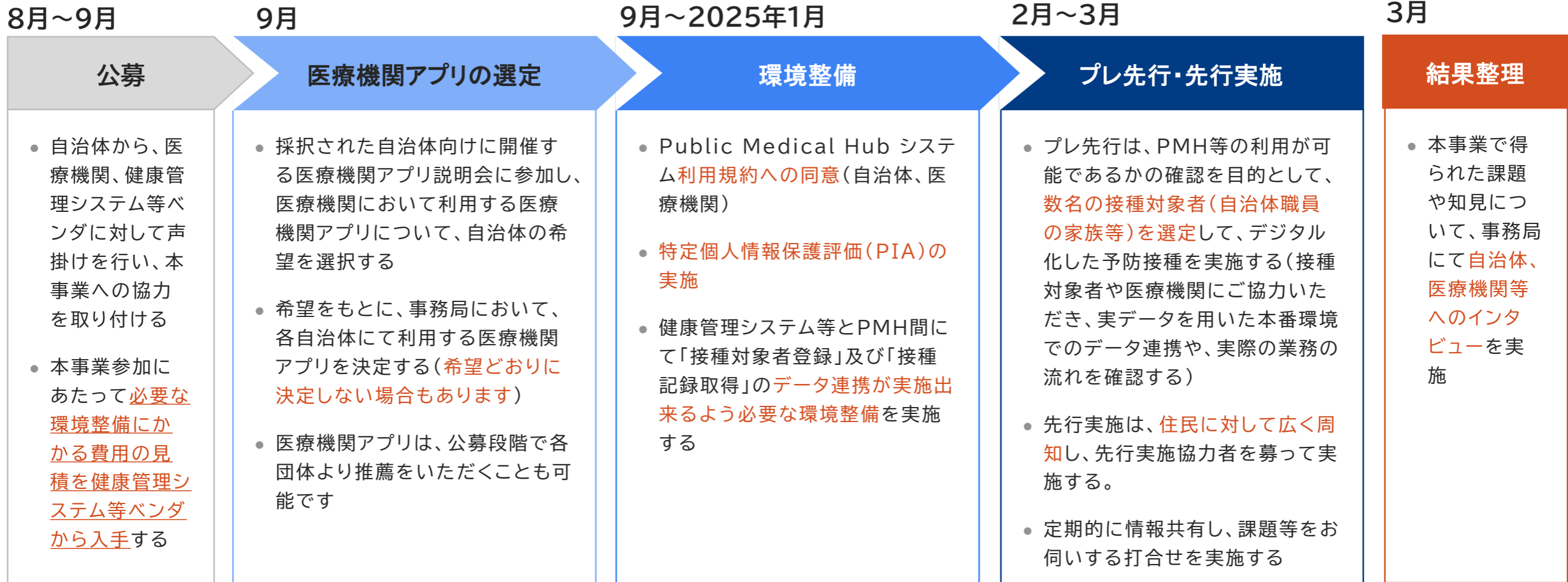
対象

- 本事業に参加する自治体は、定期接種(B類)での実施を**必須**とし、定期接種(A類)での実施は**任意**とします。
- なお、2024年7月末時点で、9自治体が定期接種(A類)の先行実施事業に取り組んでいます。

必須	定期接種(B類)	季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス
任意	定期接種(A類)	ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核(BCG)、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症、4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風) ※風疹(5期)は除く

予防接種情報デジタル化類先行実施の進め方

■ 検証は以下の流れで進めます。



先行実施事業の役割分担

■ 先行実施事業の進め方や役割分担は以下の通りです。

先行実施事業	
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ● 域内の医療機関(病院・診療所)に実施協力を取り付ける(採択後、自治体と医療機関の間で協定書を締結する) ● 健康管理システム等ベンダに実施協力を取り付ける(採択後、自治体と健康管理システム等ベンダの間で協定書を締結する) ● 医療機関アプリ説明会に参加し、希望する医療機関アプリを選択する ● 自治体の健康管理システム等をPMHに接続し、接種対象者情報の登録を行う ● プレ先行実施における接種対象者を募り、実施に向けた事前準備を実施する ● 先行実施に向けた接種対象者募集のための周知広報を行うとともに、先行実施開始後も含めて、住民からの問い合わせに対応する ● 医療機関と調整し、医療機関アプリベンダが実施するアプリの操作説明の機会を確保する ● 医療機関アプリを通じてPMHに登録された接種記録を健康管理システム等に取り込む ● 定期的な情報共有及び事務局が実施する結果整理に協力する ● その他、必要に応じて本事業の実施に必要な事務局からの依頼に協力する
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル予診票を利用した予防接種を希望する者が来院した際に、医療機関アプリを搭載したタブレット等を用いて、受付、デジタル予診票の確認、接種記録の登録を行う ● 事務局が実施する結果整理に協力する
健康管理システム等ベンダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料に基づき、健康管理システム等をPMHに接続し、予防接種情報のデータ連携ができる環境を整備する ● プレ先行実施における接種対象者の情報がPMHに登録できるよう支援する ● 先行実施における接種対象者の情報がPMHに登録できるよう支援する ● プレ先行実施及び先行実施における課題抽出に係る調査に協力する
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● (必要に応じて)対象医療機関への協力要請 ● 対象医療機関へのご説明(医療機関アプリベンダ主導) ● 医療機関アプリベンダ、健康管理システム等ベンダ等との調整 ● プレ先行実施当日の関係者によるサポート体制の構築 ● 資料の提供(接種対象者向けマイナポータル予診票操作、医療機関向けアプリ操作資料、地方公共団体向けPMH操作資料) ● 定期的な情報収集、調査結果とりまとめ

申請団体に求める要件①

① 体制

- 1以上の医療機関に協力を取り付けられていること
- 実施事項やスケジュールを確認したうえで、健康管理システム等ベンダからの協力を取り付けられていること

② 対象とする予防接種

- 定期接種(B類)での実施を必須とし、定期接種(A類)での実施は任意

③ 使用する予診票の様式

- 定期接種実施要領(「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添)にて定める標準様式を原則として用いる

④ 特定個人情報保護評価の対応

- 基礎項目評価または評価不要
- 「基礎項目評価＋重点項目評価」であり、**10月中旬に提出公表が完了**する見込みである

※公募要領上は10月初旬と記載していたが10月中旬に修正(8月6日に修正後の公募要領を公開します)

(参考)健康管理システム等ベンダへの見積取得に係る考え方

健康管理システム等ベンダへの見積取得依頼について		
概要	健康管理システム等の改修に係る費用を把握するため、健康管理システム等ベンダへの協力をご依頼いただく際、以下に示す前提資料等をご提示いただいた上で費用見積のご依頼も併せて実施いただきたい。	
見積の対象	PMHと健康管理システム等との連携における、健康管理システム等の以下機能の追加に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体からの対象者情報登録 ● 自治体からの接種対象者情報登録結果取得 ● PMHからの接種結果の取得 上記に係るシステム改修費用並びに本実証対応に係る現地作業および課題等とりまとめに係る費用を踏まえた見積の提示を健康管理システム等ベンダへご依頼いただきたい。	
見積前提資料	【別添1】システム改修概要説明	資料の概要:本対応に係る改修全体の概要資料
	【別添2】健康管理システム等ベンダ向け仕様書	資料の概要:API仕様およびファイル設計に係る資料
	【別添3】PIAひな形	資料の概要:PIAに係る資料のうち、「予防接種別添函」に本事業に係るシステムにおける情報の流れが記載されているためご参考にされたい。

<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20240731.html>

(参考)PIAの実施について

- 本事業は特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱う事務であり、特定個人情報保護評価の実施が必要になるため、健康管理システム等の開始環境整備に着手するまでにPIAの実施が完了している必要があります。採択された場合は、以下の説明を参考に、各自治体においてPIAの実施をお願いいたします。

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

(1) 予防接種(定期A・B)、予防接種(コロナ※新型インフル特措法の名称となっている場合あり)

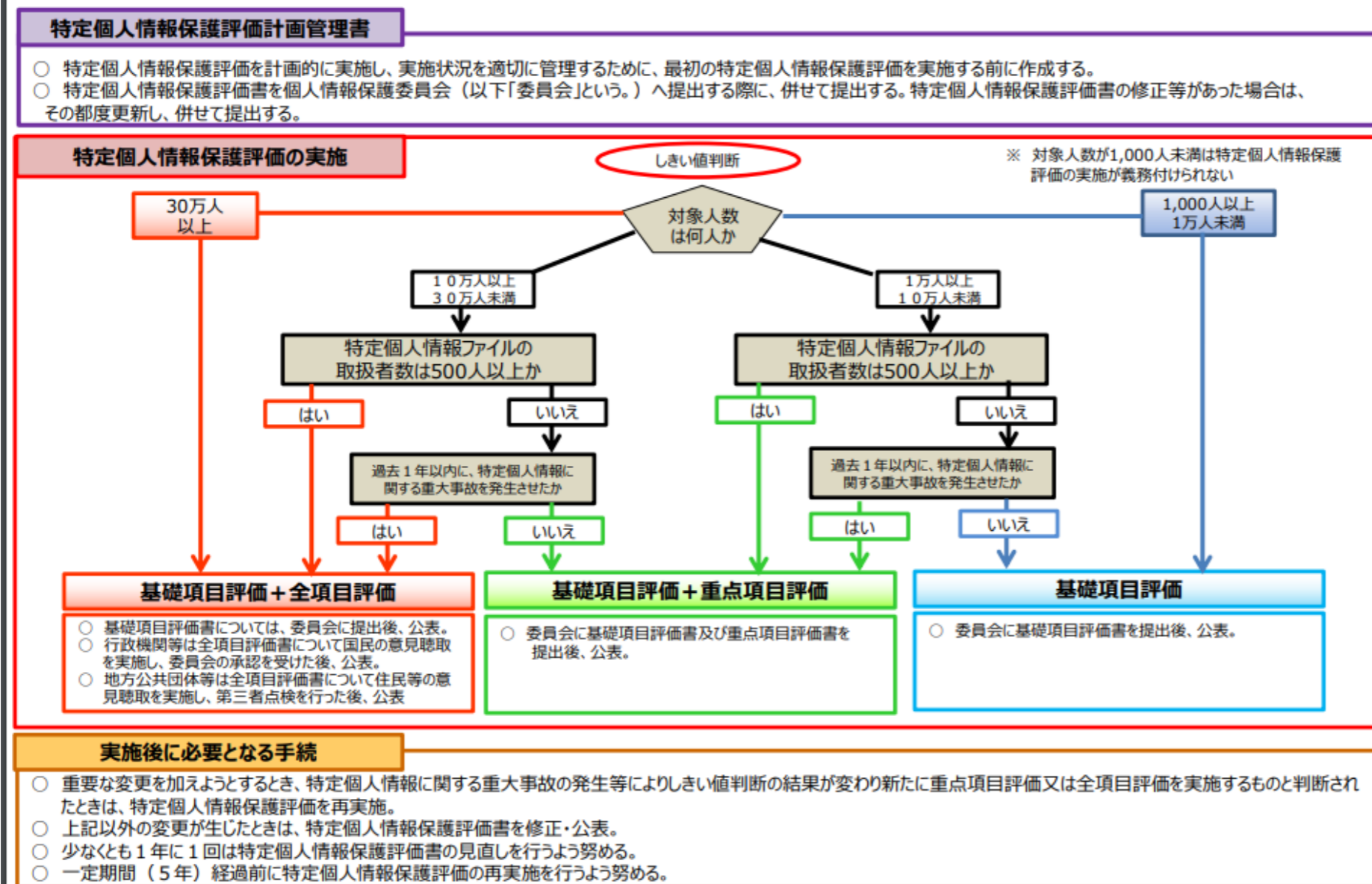
(2) 予防接種(定期A・B・コロナ)

所要期間

- 基礎項目評価: 標準1~2週間
- 重点項目評価: 標準1~1.5月
- 全項目評価: 標準6か月

【参考】個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価」
<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

予防接種情報デジタル化B類先行実施について (参考)PIAの実施について



公募要領の別添資料「別添3_PIAひな形」に、予防接種事務に係るPIA評価を行うための評価項目のフォーマットを用意しているため、必要に応じて活用してください

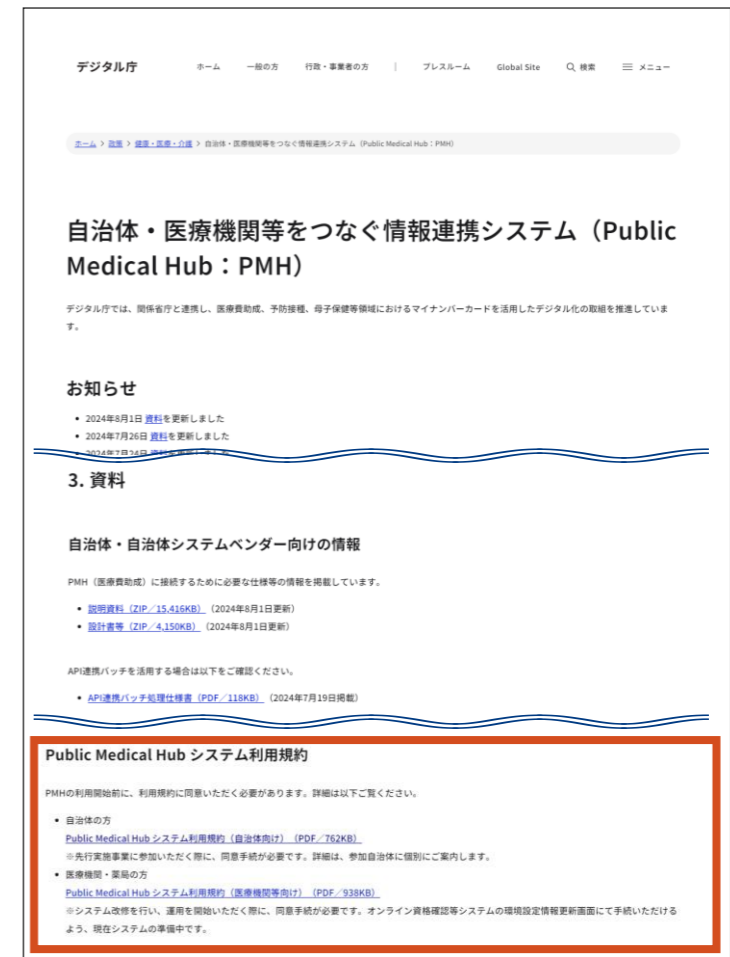
申請団体に求める要件②

⑤ PMHシステム利用規約への同意

- PMHの利用開始前に、自治体及び参加する医療機関に利用規約に同意いただく必要があります。
- 規約への同意方法は採択後、改めてご連絡いたします。(医療機関には、自治体経由で利用規約の配布、同意取得をお願いする予定)

自治体向け	https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a0d6a186-eb19-4137-9d5e-4764139564f7/d301909b/20240531_policies_health_terms-and-conditions_04.pdf
医療機関等向け	https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a0d6a186-eb19-4137-9d5e-4764139564f7/be90950e/20240531_policies_health_terms-and-conditions_03.pdf

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>



先行実施にかかる費用について

- 本事業を実施するために必要な以下の費用は、その合理性を判定した上で、**事務局より各費用発生者に支払います。**
- 原則、令和6年度中にデジタル化に必要なシステムの**導入費**をご負担いただく必要はありませんが、**健康管理システム等の運用費は自治体にて負担**いただきます。

項目	対象経費	備考
健康管理システム等	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における健康管理システム等とPMHとの接続にかかる環境整備費用 ※1 定期接種(B類)に係る予防接種情報のデータ連携を実施するために必要な環境の整備にかかる費用 定期接種(A類)に係る予防接種情報のデータ連携を実施するために必要な環境の整備にかかる費用※2 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が健康管理システム等ベンダと契約し費用を支払う 申請時点で自治体が自団体のベンダから見積を取得する
医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関アプリ利用料 医療機関アプリを搭載したタブレット等利用料※3 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が医療機関アプリベンダと契約し費用を支払う
その他	<ul style="list-style-type: none"> 周知広報に用いるリーフレット等の印刷料 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が印刷し、印刷済みのものを自治体に配布

- ※1:「予防接種情報デジタル化A類先行実施」またはその他子ども家庭庁事業などで健康管理システム等とPMHとの接続がなされている場合は、新たに改修が必要と認められたもののみ対象とする。
- ※2:本事業において定期接種(A類)も対象とする場合のみ。
- ※3:本事業において1医療機関に配付する端末は、病院の場合は3台、クリニックの場合は2台とする。医療機関アプリベンダと相談の上、自治体または医療機関の費用負担により端末数を増やすことは妨げない。

審査・採択について

■ 審査方法

- 採択にあたっては、公募受付フォームに記載いただいた内容をもとに、厚生労働省にて下記の審査基準に照らして、総合的に判断する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて電話またはメールにて申請内容に関する確認を実施することがある。

■ 審査基準

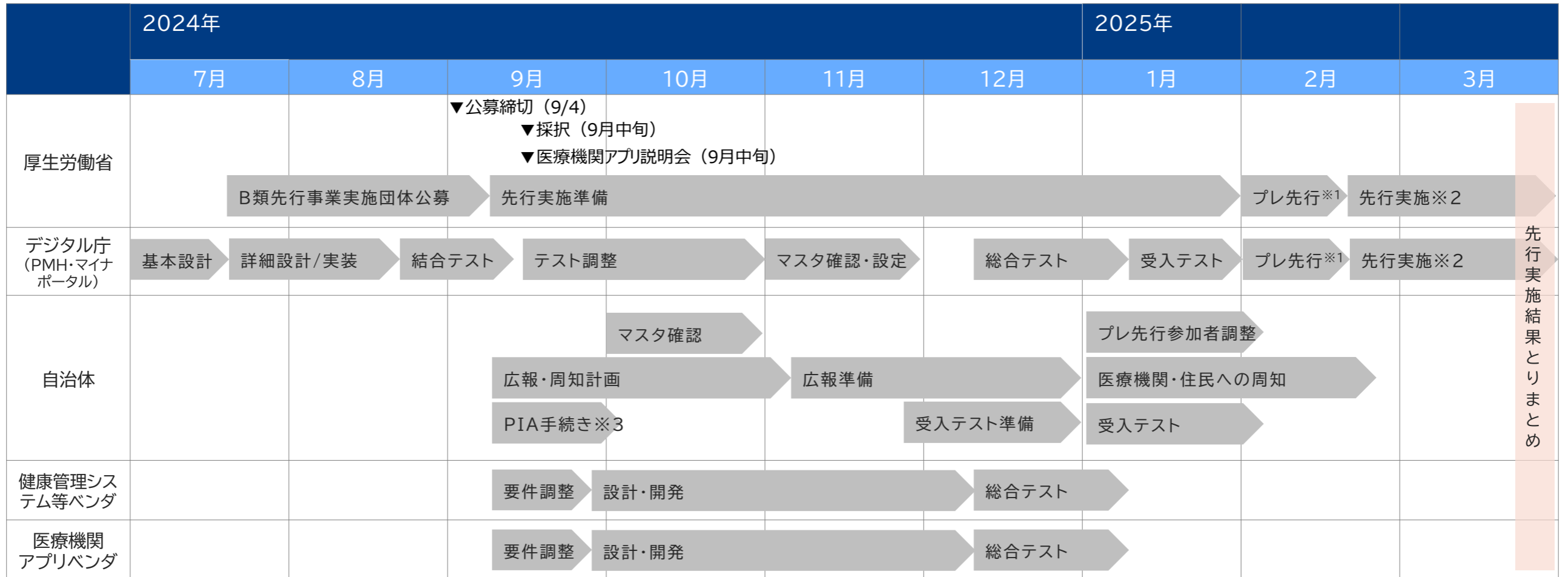
- 医療機関の協力体制に実現可能性があるか
- 健康管理システム等ベンダの協力体制に実現可能性があるか
- 健康管理システム等ベンダの見積に妥当性があるか
- 定期接種(B類)に加え、任意としている定期接種(A類)の実施を想定しているか
- 使用する予診票の様式(B類、A類)について、標準様式を用いることが可能か

■ 採択予定件数

- 数件程度

先行実施事業スケジュール

- R6年度のB類に係る予防接種情報デジタル化先行実施事業は以下のとおり実施します。
- なお、以下は現時点での想定であるため、変更が生じた場合には、速やかに共有いたします。



先行実施結果とりまとめ

※1: プレ先行: 接種対象者を限定(地方公共団体職員の家族等)し、当該団体において問題なくPMHが利用可能かを確認することを目的として実施するもの。
 ※2: 先行実施: 住民に対して広く周知し、先行実施協力者を募って実施するもの。プレ先行実施、先行実施の2段階とするかはPMH等の開発状況による。
 ※3: PIA(プライバシー影響評価): 個人識別可能情報を取り扱うシステムにおいて、利害関係者とアセスメント及び協議するなどして事前にリスクを明確にすること。

公募スケジュール・お問合せ

公募スケジュール

お問合せ受付	2024年8月28日(水)正午締切 ※回答には数日程度いただくことがあります 特に、8/9～8/18にいただいたご質問は回答までにお時間を要しますのでお早めにお問合せください
申請締切	2024年9月4日(水)正午
採択結果の通知	2024年9月中旬
医療機関アプリ説明会	2024年9月中旬 ※日程が決まり次第周知いたします

お問合せ

ご不明点・ご懸念点等がございましたら、下記にお問合せください。(お電話でのお問合せは受け付けておりません)

株式会社三菱総合研究所

モビリティ・通信事業本部内 予防接種先行実施事務局

担当:前田、高野、天谷、宮本

<https://questant.jp/q/OA1GGMRW>

4. 質疑応答